

05 各種教室に参加してみませんか 障害者いきいき事業 受講者募集

☎ 障害者支援課 ☎435-1060
FAX 431-2840

1 創作的活動・社会適応訓練・レクリエーション

●期間／4月～令和8年3月(回数は年間15回)

教室名	日時	定員
編物	第1・3回 10:00～12:00	20人
華道	第2・4回 13:30～15:30	10人
パソコン	聴覚障害者 第2・4回 10:00～12:00	10人
	視覚障害者 第1・3回 10:00～12:00	10人
	ワード初級 第2・4回 10:00～12:00	10人
エクセル初級	第2・4回 13:30～15:30	10人
体操	第1・3回 10:00～11:30	15人
ヨガ	第1・3回 13:30～15:00	15人
茶道	第2・4回 10:00～12:00	10人
絵画	第1・3回 10:00～12:00	15人
点字	第1・3回 13:30～15:30	6人
囲碁	第2・4回 10:00～12:00	10人
将棋	第2・4回 10:00～12:00	10人
着物着付け	第2・4回 13:30～15:30	10人
書道	第1・3回 10:00～12:00	20人
カラオケ	第1・3回 13:30～15:30	20人
陶芸	第2・4回 10:00～12:00	15人
手話	聴覚障害者 第2・4回 13:30～15:30	15人
	聴覚障害者以外 第1・3回 13:30～15:30	10人
料理	第2・4回 10:00～12:00	10人

※聴覚パソコン教室とは聴覚障害者対象で、内容はエクセル初級になります。また聴覚障害者で手話、要約筆記、ヒアリンググループが必要でない方はパソコン教室(ワード初級・エクセル初級)に参加する事ができます。

2 機能回復訓練 ●期間／5月～令和8年3月

内容	回数	日時	定員
作業療法	午前 33回	第1～3回 10:00～12:00	6人
	午後 33回	第1～3回 13:00～16:00	8人
理学療法	午前 33回	第1～3回 10:00～12:00	6人
	午後 33回	第1～3回 13:00～16:00	8人
言語療法	11回	第1回 13:00～16:00	6人

●対象／市内在住で身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
※2機能回復訓練は令和7年4月1日現在18歳以上65歳未満の方。

●費用／開催回数×100円
(教室により材料費やテキスト代が必要)

●申込／3月1日(日)～15日(日)の9時～17時に、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または特定医療費(指定難病)受給者証を持参し、ふれ愛センターまで
※2機能回復訓練は健康保険証・お薬手帳も必要

※本人・家族以外の申込や、電話・FAXでの申込不可。申込多数の場合は抽選。申込が少ない教室は開催しない場合あり。
手話、要約筆記、ヒアリンググループが必要な方および介助者同伴の方、車椅子利用の方は、利用申請書にその旨記入

●実施場所・問合先／ふれ愛センター(木広町5丁目1-9、月曜休み) ☎433-8866、FAX 433-8868

06 物価高騰重点支援給付金のお知らせ

物価高に伴う影響が大きい住民税非課税世帯の生活を支援するため、1世帯当たり3万円、同一世帯に18歳以下の児童がいる場合は児童1人当たり2万円を給付します。詳細は、市HP(ID:1060851)(ID:1060888)をご確認ください。

1 住民税非課税世帯への給付金	2 こども加算給付金
●支給額／1世帯当たり3万円	●支給額／児童1人当たり2万円
●対象／基準日において本市の住民基本台帳に登録され、世帯全員が令和6年度分住民税非課税者のみで構成される世帯 ※住民税が課税されている者の税法上扶養親族等のみの世帯除く。 ※租税条約の適用を受けて住民税が免除されている世帯除く。	●対象／1の支給対象世帯のうち、18歳以下の児童[18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童]を扶養する世帯

基準日 令和6年12月13日(金)

提出期限 令和7年7月31日(日)

※支給対象と考えられる世帯の世帯主の方に、3月中旬以降順次、**圧着はがき(お知らせ)または封書を送付しますのでしばらくお待ちください。圧着はがきが届いた世帯は、原則手続きの必要はありません。**

問合先

和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局(六番丁19、(株)フジ田産業六番丁ビル1階)
☎0120-969-861、☎499-5184(土日祝日を除く8時30分～17時15分) ※担当課：生活支援第2課

01 「ふれあい収集」の対象世帯を拡大します！

☎ 収集センター北事務所 ☎471-1503



ふれあい収集とは
家庭ごみを所定の収集場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に一定の要件のもと、戸別に収集する支援事業です。



●対象/①[高齢者]65歳以上で要介護2以上の認定を受けている方
②[障害者]視覚障害1、2級または肢体不自由1、2級の身体障害者手帳をお持ちの方
※一人暮らしの方が同居する方が①または②に該当し、所定の収集場所までごみを持ち出すことが困難な場合に限り。申請には必ず電話での事前相談が必要。利用を希望される方は、収集センター北事務所までお問い合わせください。

02 不妊治療費等助成制度について

☎ 地域保健課 ☎488-5120

不妊治療等にかかった費用に対して助成を行っています。
●助成対象／一般不妊治療費等、生殖補助医療先進医療費および先進不育症検査費
●申請期限／令和6年度に治療や検査を行われた方または治療を終了した方は、令和7年3月31日(日)までに申請してください。
※治療月によって申請期限が変わる場合があります。
詳細は市HP(ID:1001742/1060057/1041048)をご確認ください。

03 前回好評につき今年も実施! 和歌山市を離れて頑張る若者を応援 FAVTOWN ふるさと便申込受付開始!

☎ FAVTOWN事務局(和歌山市移住定住戦略課・シナジーマーケティング株式会社) mail: favtown-support@synergy101.jp

地元「和歌山市が好き」でつながるFAVTOWN(ファボタウン)。前回好評につき今年もふるさと便の応募受付が始まりましたので、次の条件に当てはまる方はぜひご応募ください。条件に当てはまらない方も、FAVTOWNならではの限定イベントや情報発信も行っていますので、ぜひご登録ください。

- ふるさと便対象者
- 2025年4月時点で和歌山市(県)を離れており、下記の条件のいずれかに該当する方
- ・3月に高校卒業
 - ・はたち(2004年4月2日～2005年4月1日生まれ)
 - ・4月から新社会人

●申込／令和7年3月31日(日)までに専用申込サイトで →

FAVTOWNとは?

「地元が好き」でつながるふるさとファンメディアです。
会員登録することで、無料で「ふるさと便」がもらえたり、和歌山市のイベント情報やクーポンなどが届きます。

無料 未会員の方は
いますぐ会員登録!
登録はFAVTOWNのLINEからしていただけます。(https://lin.ee/0qj9Rof)

04 4月1日以後の検針分から水道料金を改定します

☎ 水道料金センター ☎435-1298

安心・安全な水道水をお届けするため、水道料金を改定します。詳細については企業局HP(ID:1060041)をご確認いただくか、水道料金センターにお問い合わせください。ご理解とご協力をお願いします。



障害児者外出支援（障害のある方）

サービスの利用には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

●手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

▶ 交付場所／障害者支援課（東庁舎1階）、支所・連絡所

▶ 受け取りに必要なもの／

- ①身体障害者手帳・療育手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の本人確認書類と代理人の印鑑が必要。複数の手帳を持っている場合、重複受け取り不可。

☎ 障害者支援課 ☎435-1060 FAX 431-2840

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

▶ 交付場所／保健対策課（保健所2階8番窓口）のみ

▶ 交付開始日／3月18日☎から

▶ 受け取りに必要なもの／

- ①精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の本人確認書類と代理人の印鑑が必要。複数の手帳を持っている場合、重複受け取り不可。

☎ 保健対策課 ☎488-5163 FAX 431-9980

●サービスの内容（①と②はどちらか選択）

1 バスカード

利用できる路線	料金
和歌山バス・和歌山バス那賀（市内運行分のみ）	無料 （月2日利用可）

2 公衆浴場回数券（月2回利用できる券）

▶ 利用料金／大人1回100円（12歳未満無料）

▶ 利用できる浴場／元気70パスの利用可能浴場（右ページ下部）のうち、★マークがついている浴場

3 福祉タクシー利用券（1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方）

対象	内容	利用できるタクシー
1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方	1枚500円の利用券を24枚	市と契約している
下肢・体幹・視覚障害1・2級の方	1枚500円の利用券を30枚	法人・個人タクシー

※乗車1回につき1枚まで利用可

交付開始日（共通） 元気70パス事業 障害児者外出支援事業

交付開始日以降も随時受け付けます。

交付開始日は混雑が予想されます。混雑緩和にご協力をお願いいたします。

交付開始	交付場所	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
3/18 ☎から	市役所 東庁舎 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063 障害者支援課 ☎435-1060	
3/19 ☎から	東山支所 ☎478-0004 西山支所 ☎478-0007 山口支所 ☎461-1011 川永支所 ☎461-1004 雑賀支所 ☎444-0049 田野支所 ☎445-0356 紀伊支所 ☎461-0031 有功支所 ☎461-6279 直川支所 ☎461-0021 岡崎支所 ☎471-1783 三田連絡所 ☎471-1754 西和佐支所 ☎471-3651 和佐支所 ☎477-0001 小倉支所 ☎477-0415	
3/21 ☎から	加太支所 ☎459-0001 湊連絡所 ☎455-0702 野崎連絡所 ☎455-1293 松江連絡所 ☎455-0022 木本連絡所 ☎455-0035 西脇支所 ☎455-0030 貴志連絡所 ☎455-0009 楠見連絡所 ☎455-1704 吹上連絡所 ☎425-8775 砂山連絡所 ☎423-3832 今福連絡所 ☎436-2782 高松連絡所 ☎422-2874	
3/24 ☎から	芦原連絡所 ☎422-1605 宮前連絡所 ☎422-1671 雑賀支所 ☎446-2701 和歌浦支所 ☎444-0001 名草支所 ☎444-1001 安原支所 ☎479-0001	
3/25 ☎から	広瀬連絡所 ☎422-2007 新南連絡所 ☎422-1621 四箇郷連絡所 ☎471-2210 中之島連絡所 ☎422-4695 宮北連絡所 ☎471-2218 宮連絡所 ☎471-0486	
3/26 ☎から	大新連絡所 ☎422-4534 本町連絡所 ☎422-3028 城北連絡所 ☎431-2717 雄湊連絡所 ☎422-9533	
3/27 ☎から		
3/28 ☎から		

※支所連絡所の受付時間は10時～16時

※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。

07

令和7年度 元気70パス事業・障害児者外出支援事業

バスカード・公衆浴場回数券等を交付します



●すでにバスカードを受け取っている方は手続き不要です。

（ただし、バスカード以外の券の交付、サービス変更の場合は手続きが必要）

- 令和7年度分の各券（老人優待利用券を除く）は令和7年4月1日から利用可能です。そのうち、バスカード以外の各券の利用期限は令和8年3月31日です。
- バスカード以外の各券は紛失・盗難等による再発行はできません。
- 本人のみご利用いただけます。貸与・譲渡など不正に使用した場合、返還していただくことがあります。

元気70パス（70歳以上の方）

サービスの利用には、顔写真貼付済みの老人優待利用券の提示が必要です。

●手続きについて

70歳以上の市民の方が対象 ※令和7年度中に70歳になる方は誕生日以降

▶ 交付場所／

高齢者・地域福祉課（東庁舎2階）、支所・連絡所（交付開始日は左ページの一覧のとおり）

※支所・連絡所で受け取る場合は、できるだけお住まいの地区の支所・連絡所へお越しください。

▶ 受け取りに必要なもの／

- ①本人確認書類（老人優待利用券・健康保険証など）
- ②印鑑
- ③顔写真（初めて受け取る方のみ。横3cm×縦4cmで6か月以内に撮影したもの。）

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063

●サービス内容（①と②はどちらか選択）

1 バスカード

利用できる路線	料金
和歌山バス・和歌山バス那賀（市内運行分のみ）	1乗車100円 （何回でも利用可）

2 駐車場利用券

利用できる場所	助成
① 中央駐車場・北駐車場	160円分
② 城北公園地下駐車場	200円分
③ けやき大通り地下駐車場	300円分
④ 本町地下駐車場	100円分

※無料時間を越えた分の料金は自己負担
※本人が同乗していれば利用可（何回でも利用可）
※他の減免との併用不可
※①は1時間以上、②③④は30分以上の駐車に限る

3 公衆浴場回数券

地区	利用できる浴場	料金	地区	利用できる浴場	料金
加太	★新町温泉 ☎459-1126	200円	今福	★神明湯 ☎423-6484	
野崎	★きらくゆ ☎480-1126 ※2	350円	今福	★ユーバス ☎426-2641 ※1	200円
宮北	★信節温泉 ☎471-3737	200円	今福	★今福湯 ☎423-2341	
本町	★山吹温泉 ☎423-3991	200円	和歌浦	★浜湯温泉 ☎444-7623	200円
	ふくろうの湯 ☎423-4126 ※2	600円		★フレックス ☎447-3123 ※2	
大新	★幸福湯 ☎433-4526	200円	名草	花の湯 ☎444-1004 ※2	570円
芦原	★芦原共同浴場 ☎436-0717	100円		黒潮温泉 ☎448-1126	平日550円 土日祝600円
宮前	★杭の瀬共同浴場 ☎473-0793	100円	★マークは障害児者外出支援事業（詳細は左ページ）でも利用可		
	★手平温泉 ☎423-1020	200円	※1 全浴場を使用する場合は別途料金が必要		
	★万歳湯 ☎425-4862		※2 回数券の利用できる日時に一部制限あり		

老人優待利用券

市内の一部公共施設等を無料または低額で利用できます。（有効期限はありません）

▶ 対象／65歳以上の市民の方 ※令和7年度中に65歳になる方は誕生日以降

▶ 申込場所／高齢者・地域福祉課、支所・連絡所

▶ 申込に必要なもの／①本人確認書類（健康保険証など）・②印鑑 ※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の①・②が必要

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063



和歌山市 シニアハンドブック

高齢者の暮らしに役立つさまざまな情報を掲載しています。

▶ 配布場所／高齢者・地域福祉課、支所・連絡所等 ※市HP（ID：1030217）からも閲覧可



Pick Up

09 3月は「自殺対策強化月間」です

保健対策課 ☎ 488-5117

国では、例年自殺者数が増加する傾向にある3月を「自殺対策強化月間」と定めています。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、さまざまな問題が複雑に関係しています。和歌山市では、「誰も自殺に追い込まれることのない、いのち支える和歌山市の実現」に向け、こころの健康に関する相談対応や、自殺対策についての普及啓発活動等にも取り組んでいます。自殺対策は一人でも多くの方の力が必要です。



※本市の取り組みや各種相談窓口については、市HP (ID: 1005459) をご覧ください。



令和6年度「いのち支えるポスターコンクール」 入選作品展示

本市では自殺対策の取り組みの一環として、毎年「いのちの尊さ」や「人とのつながりの大切さ」が伝わる作品を募集しています。今年度は5歳から81歳まで幅広い年齢層の方から、92点ものご応募をいただき、10名の方が入選されました。

【市長賞】



なかで あやか 中出 綾香 様

【優秀賞 (一般)】



いしい とおる 石井 亨 様

【優秀賞 (高校生)】



こが みう 古賀 未侑 様

【優秀賞 (中学生)】



さかもと みずき 坂本 瑞姫 様

【優秀賞 (小学生以下)】



しま ふじえ 嶋 藤慧 様

●期間 / 3月6日(金)～14日(金)
●場所 / 市役所1階 市民ギャラリー

一人一人が「命の番人」 誰でも今日から「ゲートキーパー」

ゲートキーパーとは、自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。専門的な資格の有無にかかわらず、誰もがなることができます。

■ゲートキーパー 5つの役割

①気づき 周りで「SOS」を発している人はいませんか？

うつ、死別体験、借金、過重労働、昇進、引っ越し、結婚、出産など生活の変化は悩みの大きな要因となります。一見、他人には幸せに見えることでも、本人にとっては大きな悩みになる場合があります。眠れない、食欲がない、口数が減ったなど、『いつもと違う』ことに気づいてあげてください。

②声かけ 様子が「いつもと違う」人がいるとき、まずは「声かけ」が重要です。

悩みを抱えている人は、誰にも悩みを打ち明けられずにいる場合が多く見られます。まずは話さきっかけをこちらから作ってあげてください。偶然に声をかけられることでふと我に返り、自殺を思いとどまることも少なくありません。どんな声をかけていいかわからないときは、「眠れてる?」「どうしたの?なんだか辛そうだけど...」「力になれることはない?」など、『心配している』ことを伝えましょう。

③傾聴 「死にたい」と打ち明けられたら、時間をかけて話を聞いてください。

まずは話せる環境を作り悩みに耳を傾けましょう。そして、「何とか助けてほしい」という気持ちを理解し、相手のペースに合わせてせかさず、時には沈黙も共有しましょう。話を聞いてもらうだけでも気持ちは楽になります。話を聞いた後は「話してくれてありがとう」とねぎらいの気持ちを言葉にしましょう。

④つなぎ 早めに専門家に相談するよう促しましょう。

一度話を聞いて相手の気持ちが楽になったからといって、問題解決とはいかない場合が多くあります。その場合、あなたがサポートしつつ、専門家や専門機関を紹介したり、相談するように勧めましょう。紹介する際は、相手のことを第一にできるだけ丁寧に言うようにしましょう。

⑤見守り 温かく寄り添い、じっくりと見守ってください。つないだあとも、必要があれば相談にのることを伝えましょう。

Pick Up

08 令和7年度 固定資産に関する台帳の縦覧・閲覧のおしらせ

資産税課 ▶土地のこと ☎435-1209 ▶家屋のこと ☎435-1210 ▶償却資産、縦覧・閲覧のこと ☎435-1037

1 「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

縦覧は、自己の所有する土地・家屋の固定資産税評価額と、他の土地・家屋の固定資産税評価額を比較できる制度です。

- 期間 / 4月1日(火)～6月2日(日) ※土日祝日を除く
- 場所 / 資産税課窓口 (市役所2階5番)
- 縦覧できる事項 /
 - 【土地】 所在・地番・地目・地積・価格 (評価額)
 - 【家屋】 所在・種類・構造・床面積・価格 (評価額)
- 対象 / 市内に土地や家屋を所有し、固定資産税が課税されている方
- 費用 / 無料
- 持ち物 / 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等) ※法人の場合は、法人代表者印 (委任状でも可)

【縦覧の注意点】

- 土地のみ所有している方は家屋の縦覧はできません。また、家屋のみ所有している方は土地の縦覧はできません。
- 縦覧帳簿には、所有者の住所、氏名および税額は記載していません。



固定資産税よくある質問

Q. 住宅用地と非住宅用地は税負担が違う？

A. はい。住宅用地には特例があり、住宅用地以外の土地 (工場や貸し駐車場用地など) と比べて税負担が低くなっています。住宅を壊して月極駐車場にした場合などは、固定資産税の負担が大きくなりますのでご注意ください。

Q. 私道は固定資産税の減額がある？

A. 個人名義の土地であっても、公衆用道路として使用されている、または所有者の異なる2筆2戸以上の住宅の進入路として使用している場合は、減額措置が適用される場合があります。詳細は資産税課へご相談ください。

Q. 住宅の固定資産税が急に高くなるのはなぜ？

A. 新築住宅は、固定資産税が課税され始めた年度から3～7年間、固定資産税が減額されています。急に高くなったのは減額期間が満了したからです。

減額区分	階層	住宅の種類	該当する住宅の床面積	減額される床面積
税額が3年間2分の1になる住宅	2階建以下	制限なし	50㎡ (一戸建以外の貸家住宅は40㎡) 以上 280㎡以下	120㎡以内のみ適用
	3階建以上	中高層耐火建築物以外		
税額が5年間2分の1になる住宅	3階建以上	中高層耐火建築物	※併用住宅の場合は、居住部分の面積が家屋全体の2分の1以上必要。	
	2階建以下	認定長期優良住宅		
税額が7年間2分の1になる住宅	3階建以上	認定長期優良住宅 (中高層耐火建築物)		

2 「固定資産課税台帳」の閲覧

閲覧は、固定資産課税台帳に記載されている自己の資産または借りている物件内容を確認することができる制度です。

- 期間 / 一年を通じて閲覧することができます。
- 場所 / 資産税課窓口 (市役所2階5番)
- 費用 / 1台帳 300円 (4月1日(火)～6月2日(日)は無料)
- 対象 / 市内に土地や家屋などを所有している方、市内の土地や家屋を借りている方 など
- 閲覧できる事項 /
 - 【土地】 所在・地番・地目・地積・価格 (評価額)・税額等
 - 【家屋】 所在・種類・構造・床面積・価格 (評価額)・税額等
- 持ち物 / 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等) ※法人の場合は、法人代表者印 (委任状でも可)、借地人・借家人の場合は、賃貸借契約書等

3 審査の申出・不服申立て

●「価格 (評価額) 以外に不服」がある場合

資産税課各担当係

納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長あてに「審査請求」することができます。

●固定資産課税台帳に登録された「価格 (評価額) に不服」がある場合

固定資産評価審査委員会事務局 ☎ 435-1148

台帳登録の公示の日以後、納税通知書を受け取った日 (5月中旬予定) の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

ただし、令和7年度は基準年度 (3年に一度の評価替えを行う年度) ではないため、審査の申出ができるのは以下の場合のみです。なお、次回の基準年度は令和9年度です。

【土地】 地価の下落に伴う価格の修正について (修正以外の事項は、審査の対象となりません。) 前年中に分・合筆、地目の変換等があった場合

【家屋】 前年中に新・増改築等があった場合

固定資産税・都市計画税の納期限			
1期	6月2日(日)	2期	7月31日(金)
3期	12月1日(日)	4期	2月2日(日)

※納期限を過ぎると延滞金が加算されますのでご注意ください